6.2	航速距離計（船首尾及び横方向の対地） Speed and distance measuring device (over the ground in the forward and athwartships direction)	……
7	音響測深機 Echo-sounding device	……
8.1	舵角、プロペラ回転数、推力、ピッチ及び操作モード表示器 Rudder, propeller, thrust, pitch and operational mode indicator	……
8.2	回頭角速度計 Rate-of-turn indicator	……
9	音響受信装置 Sound reception system	……
10	非常機関場所との通話装置 Telephone to emergency steering position	……
11	信号灯 Daylight signalling lamp	……
12	航海用レーダー反射器 Radar reflector	……
13	国際信号書 International Code of Signals	……
14	国際航空海上捜索救助手引書第三巻 IAMSAR Manual, Volume III	……
15	船橋航海当直警報装置（BNWAS） Bridge navigational watch alarm system (BNWAS)	……

この記録がすべての点において正しいことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects

……において発給した。

（証書の発給の場所）

ISSUED AT ……

（Place of issue of the Record）

……

（発給の日）

……

（Date of issue）

（管海官庁　氏名）　（印章）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付を受けている旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書及び貨物船安全証書は、この省令による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付された旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書及び貨物船安全証書とみなす。

○国土交通省令第六十一号

港湾法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の八第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の九第三項第四号中「第五十五条の八第一項」を「第五十五条の九第一項」に改める。

第十九条第一項第二号ロ中「荷さばき施設」の下に「又は保管施設（保管施設にあつては、国際戦略港湾におけるものに限る。）」を加える。

第二十七条の四を第二十七条の八とする。

第二十七条の三中「第五十五条の八第一項」を「第五十五条の九第一項」に、「第二十七条の二」を「第二十七条の六」に改め、同条を第二十七条の七とする。

第二十七条の二（見出しを含む。）中「第五十五条の八第一項」を「第五十五条の九第一項」に改め、同条を第二十七条の六とする。

第二十七条の次に次の四条を加える。

（特別特定技術基準対象施設の改良に係る認定申請の手続）

第二十七条の二　法第五十五条の八第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一　次に掲げる事項を記載した当該特別特定技術基準対象施設の工事実施計画

イ　特別特定技術基準対象施設の総体の名称及び位置（縮尺五万分の一以上の平面図をもつて表示すること。）

ロ　護岸の長さ及び構造

ハ　岸壁又は物揚場の長さ、係留能力及び構造

ニ　ロ及びハに掲げる施設の配置（縮尺一万分の一以上の平面図をもつて表示すること。）

ホ　工事に要する費用の概算

ヘ　工事の着手及び完成の予定期日

ト　特別特定技術基準対象施設の要求性能

チ　特別特定技術基準対象施設への作用及びその設定の根拠

リ　ト及びチの照査方法

ヌ　その他国土交通大臣が必要と認める事項

二　次に掲げる事項を記載した特別特定技術基準対象施設の管理運営計画

イ　特別特定技術基準対象施設の点検及び診断の実施方針

ロ　特別特定技術基準対象施設の維持工事等の実施方針

ハ　その他特別特定技術基準対象施設の管理運営に関し必要な事項

三　次に掲げる事項を記載した特別特定技術基準対象施設に係る資金計画

イ　資金の調達方法

ロ　資金の使途

四　特別特定技術基準対象施設に係る収支計画

（法第五十五条の八第二項の国土交通省令で定める水域施設）

第二十七条の三　法第五十五条の八第二項の国土交通省令で定める水域施設は、次に掲げる施設とする。

一　岸壁又は桟橋（いずれも当該港湾の港湾計画において、大規模地震対策施設（港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令第十六条の大規模地震対策施設をいう。以下同じ。）として定められているものに限る。）の機能を確保するための航路及び泊地（次号に掲げるものを除く。）

二　石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二条第二項に規定する指定石油製品を取り扱う係留施設（当該港湾の港湾計画において、大規模地震対策施設として定められているものに限る。）の機能を確保するための航路及び泊地

（特別特定技術基準対象施設）

第二十七条の四　法第五十五条の八第二項の国土交通省令で定める港湾施設は、護岸、岸壁及び物揚場とする。